

玉野市認知症事故救済事業実施要綱

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症が原因で生じた事故に対する市民の経済的負担を軽減する玉野市認知症事故救済事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象となる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 玉野市認知症高齢者等みまもりシール交付事業実施要綱（令和5年玉野市告示第330号）に規定する玉野市認知症高齢者等みまもりシール交付事業に登録する者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(保険契約者及び被保険者)

第3条 市は、保険契約者として、この事業に係る保険の保険会社と保険契約を締結し、その保険料を負担する。

- 2 本事業に係る保険の被保険者は、前条に規定する対象者で、第5条の規定による利用決定を受けた者とする。

(申請)

第4条 本事業の利用を申請しようとする者は、玉野市認知症事故救済事業利用申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象者本人
- (2) 対象者の家族又は親族
- (3) 対象者の成年後見人等
- (4) 対象者を現に介護又は支援している者であって、市長が特に必要と認めた者

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、玉野市認知症事故救済事業利用決定(却下)通知書により、申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 本事業に係る保険の被保険者（その代理人を含む。次項において「被保険者等」という。）は、第4条第1項の申請時に登録した住所、氏名に変更が生じたときは、玉野市認知症事故救済事業登録変更届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 被保険者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに玉野市認知症事故救済事業利用辞退届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 被保険者が死亡したとき。
- (2) 被保険者が市外に転出したとき。
- (3) 被保険者が第 2 条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 事業の利用を辞退するとき。

(利用の取消し)

第 7 条 市長は、被保険者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を取り消すことができるものとする。

- (1) 前条第 2 項に該当し、各号のいずれかに該当するにもかかわらず、同項に規定する辞退の届出がされないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続によって利用の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消すときは、玉野市認知症事故救済事業利用取消通知書により被保険者へ通知するものとする。

(保険対象事故)

第 8 条 本事業は、被保険者が日本国内で日常生活における偶然な事故により第三者の生命、身体又は財物に損害を与えたこと等により、被害者から損害賠償を求められ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象とする。

(適用除外)

第 9 条 前条の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項の契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故については本事業の対象としない。

(補償額の上限)

第 10 条 本事業の補償額の上限は、1 事故につき 1 億円とし、この範囲内においては被保険者の自己負担額はないものとする。

(事故発生の受付及び保険金の請求)

第 11 条 被保険者は、本事業の対象となる事故が起きた場合は、保険会社が指定する受付窓口へ連絡し、保険会社所定の手続を行い、保険金を請求する。

(示談交渉サービス)

第 12 条 保険会社は、前条により受け付けた事故について示談交渉サービスを提供する。

(事故受付の報告)

第 13 条 保険会社は、第 11 条の規定による手続があったときは、請求があった月の翌月の 10 日までに事故受付報告書を市長に提出しなければならない。

(補償完了の報告)

第 14 条 保険会社は、前 3 条の規定による手続を行い、適切に請求が処理され、補償が完了したときは、その月の翌月 10 日までに、補償完了報告書を市長に提出しなければならない。

(保険期間)

第 15 条 本事業の保険期間は、毎年 4 月 1 日の午前 0 時から翌年 3 月 31 日の午後 12 時までとする。

(保険料の支払い)

第 16 条 市は、本事業開始時に、被保険者の保険期間の暫定保険料を保険会社に一括で支払う。

(被保険者の報告)

第 17 条 市は、毎月 10 日までに、保険会社が指定する書式により、その前月の被保険者の増減を保険会社に報告する。

(保険料の一括精算)

第 18 条 保険期間終了後、最終月分の被保険者の増減の報告をもって、保険会社は確定保険料を算出し、市は暫定保険料との差額を精算する。

(個人情報の保護)

第 19 条 本事業の実施に関して、被保険者の個人情報を取り扱う者は、そのプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。